

「黒い雨」再調査と被爆者援護・連帯運動

増田善信

1 なぜ再調査したか

私は1987年5月26日、筑波大学で開かれた日本気象学会で、「広島原爆後の“黒い雨”はどこまで降ったか」と題する研究を発表した。これは予想以上の反響を呼んだ。なぜかといえば、広島原爆後の“黒い雨”が、従来の定説より2倍以上も広い地域に降っていたことが明らかになり、もしこれが事実とすれば、被爆者認定の問題を見直さなければならない事態が起こる可能性がでてきたからである。

1985年8月、私は広島で開かれた原水爆禁止世界大会に参加し、“核の冬”について発言した。拙著『核の冬—核戦争と気象異変』（新草出版）を出版した直後であったので、私は“核の冬”が核兵器廃絶の緊急性を訴えるという点では非常にすぐれた研究であるが、“核の冬”だけを強調すると、“核の冬”を起こさない程度の核戦争—限定核戦争—を容認するかのような空気が生まれる。したがって、ヒロシマ・ナガサキを忘れた“核の冬”は間違いだと考え、その前置きに、広島原爆後の“黒い雨”について述べ、気象の面からだけみても、現在では比較にならないほど小さな原爆でも非常に大きな影響を与える。まして熱線、爆風、放射線を考えると、どんな核兵器も許してはならない、という内容の発言をした。

この“黒い雨”は宇田道隆博士を中心とした当時の広島気象台の職員が、“放射能に冒されることも知らず”爆心付近を歩いたり、交通機関とて満足にない悪条件下で、広島から30キロも離れた山地まで赴き、聞き取り調査によって調べたもので、少しでも雨の降った領域は長径29キロ、短径15キロ、土砂降りの大雨域は長径19キロ、短径11キロの長卵形をしていたとされていた。

ところが、私の数人後に、広島市の被爆者の人が、「さきほど“黒い雨”のことを話されたが、私達はこの調査結果に迷惑をしている。なぜかというところ、もっと広い範囲に“黒い雨”が降っているが、厚生省がこの調査結果を金科玉条にし、われわれの“被爆地をもっと拡大せよ”という要求を無視しつづけているからだ」という意味の発言をした。私は大変驚き、休憩になるのを待ってその人の所へ行き、“黒い雨”がもっと広範囲に降っているらしいことを知り、私の責任で再調査することを約束した。その人は「広島県『黒い雨・自宅看護』原爆被害者の会連絡協議会（以下「黒い雨の会」と略記）の顧問の村上経行氏であった。

2 “黒い雨”はどこまで降ったか

それから2年、私は広島原爆の手記・体験集を読み、雨について記述されている部分を抜き出して資料を作った。30編を越す手記集から約180個の資料が得られた。この資料に宇田博士らの原資料、広島県が実施したアンケート調査のうち現存している一部の地域の資料、および前記「黒い雨の会」の調査結果を加えた資料から、“黒い雨”の雨域の図を作ったのである。

付図はこのようにして作った雨域で、それは南北方向約40キロ、東西の最大幅約25キロのややいびつな形をした地域で、面積は東京都の約半分の700平方キロに達していた。これは宇田博士らの調査した雨域の倍以上に広がっており、1時間以上雨の降ったいわゆる大雨域でさえ、宇田博士らの小雨域と匹敵するくらいに広さになっていた。

このほか、ここでは詳しい説明は省略するが、爆心のすぐ東側で、ほとんど雨の降らなかった地域があったこと、従来雨がなかったと考えられていた爆心の南側でも、わずかであるが弱い雨が降

った地域があったこと、原爆の後の“黒い雨”には原爆のキノコ雲自体から降る雨と、原爆による大火災によって生じた積乱雲から降る雨の2種類の雨が考えられること、などが明らかにされた。これらは気象学の問題としては興味がある問題であろう。

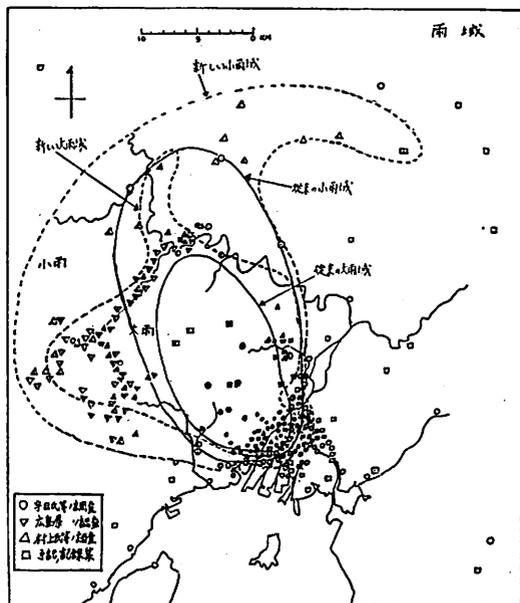
去る6月13～14日、私は広島に行き、5カ所で直接聞き取り調査を行った。どの会場も用意した椅子が足りなくなるほど多くの人が集まり、約75人が証言した。そのほか約1,300枚のアンケートを配った。回収率も非常に高く1,048枚が回収された。さらに8月5日には、爆心から約50キロも離れている島根県境の芸北町をはじめ、4カ所の聞き取り調査を行った。その結果、この芸北町でも雨が降っていたことが確認された。したがって、この雨域はもっと広がることは確実である。アンケートの集計を終えれば、より正確な降雨域の図が得られるであろう。

このことから広島原爆の影響が従来考えられていた以上に広範囲に及んでいたことがわかるであろう。長崎でも爆心から約40キロ離れた雲仙にある温泉岳測候所（現雲仙測候所）で約10分間弱い雨が観測されている。しかし、まだ詳しくは調べられていない。

3 被爆者援護の歴史と“黒い雨”

広島と長崎の原爆被爆者に対して初めて「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（原爆医療法）」が制定されたのは、被爆から12年もたった1957年であった。それは1954年3月のビキニ水爆実験で、第5福竜丸が被災したのを契機に広がった、原水爆禁止運動の全国的高まりのなかで、1956年8月、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）が結成され、原水爆禁止、被爆者援護法制定などの要求をかかげて、被爆者運動が開始されたのに押されて、政府がやっと重い腰を上げて制定したものであった。

しかし、この法律は非常に不十分な内容であったので、大幅改正の声が起こり、「特別被爆者制度」の新設などの改正が行われた。そして1965年になって「残留放射能濃厚地区」が「特別被爆



地」に指定され、初めて“黒い雨”の地域と被爆者援護との関連が生まれてきた。「残留放射能濃厚地区」とは、“黒い雨”に含まれていた放射能のために、被爆2カ月後でも爆心付近より高い放射能が検出された所で、広島市の北西の己斐地区などである。ところがこの改正と同時に、従来爆心より2キロ以内であった特別被爆者の範囲が3キロ以内に拡大されたため、黒い雨地域で特別被爆地域に指定されたのは、当時の安佐郡祇園町の一部にしかすぎなかった。したがって、「同じ町内でなぜ指定しないか」などの批判が高まり、1972年祇園町の4地区と草津地区の4町が特別被爆地に指定された。

一方、これより先の1968年、「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（特別措置法）」が制定され、原爆医療法による健康診断医療給付に加え、健康管理手当、特別手当など被爆者の生活を援助する方途が講じられるようになった。しかし、黒い雨地域の大部分の住民は、この特別措置法や特別被爆地の指定の恩恵をまったく受けなかったため、特別被爆地の指定の拡大を要求する運動が広がっていった。

この要求におされたのであろう、1973年11月、広島県および広島市は、宇田博士らの小雨域を含む雨域に一部でもかかっている22村2町（旧町村

名)に住む約2万人の住民を対象に、現在の健康状態、原爆直後の放射線による急性症状の有無、黒い雨の降り方を問うアンケートを実施した。このアンケートには17,369人が回答をよせたが、そのうちの約21%の人が広島市内で被爆した人と同様の急性症状が出たと回答した。これは放射能を含んだ“黒い雨”や放射能の塵の恐ろしさを憂げけるのに十分な結果であった。なおこの時の“黒い雨”の降り方についてのアンケート調査の結果は、私の調査に利用した一部を除いて、大部分が散逸してしまっているのは残念である。

いずれにしろ、特別被爆地の指定の拡大を要求する住民の運動と、この広島県および広島市のアンケート調査をもとにした陳情が成功したのである。1976年9月、宇田博士らの「大雨域」が「健康診断特別地域」、すなわち当時この地域にいた人たちを「被爆者とみなし、健康診断の特例措置の対象とする」ことになった。これは健康診断によって特定の疾病が発見された場合には「被爆者とみなす」というもので、被爆から31年たって初めて、黒い雨地域の住民に、不十分ではあるが、救援の手がさしのべられたのである。なおこの指定を受けた地域は旧村名で10村に及んだ。

しかし、川一つへだてて一方は指定を受け、一方は指定されない、しかも雨の降り方はほとんど変わらないということで、不満が噴出し、指定わずか2週間後に「昭和20年8月6日上安、相田在住組合員懇談会」という広島医療生協の組合員の集まりがもたれた。さらにこの種の集まりが各地域で作られ、それらをまとめたものとして1978年11月、前記「黒い雨の会」が結成され、統一して“黒い雨”地域拡大の運動が発展していった。このなかで、1979年の原水禁世界大会の際には、日本原水協が加計町に調査団を派遣し、この運動に連帯し、また広島県および広島市は連名で政府と国会に「原子爆弾被爆地域の指定に関する陳情書」を提出した。

しかし、政府はこれらの要求や陳情を無視し、ついに1980年12月、「原爆被害者対策基本問題懇談会(基本懇)」の意見書「原爆被害者対策の基本

理念及び基本的在り方について」が厚生大臣に提出されるに至るのである。そこでは「戦争による被害は等しく受忍しなければならぬ」と称して、被爆者援護法の制定をはじめ“黒い雨”地域の指定拡大の要求をふみにじったのである。しかし、この意見書の中には「被爆地域の指定は、科学的・合理的な根拠のある場合に限定して行うべきである」という文言があり、新しい科学的なものがあるならば再考をする余地も残されていた。これが、今回の“黒い雨”再調査の結果が社会的に問題になってきた理由である。

4 放射能の問題は総合的に

原爆の被害は熱線、爆風、放射線、さらに残留放射能と関係のある“黒い雨”によるものがあるが、さらに放射能を含んだ灰—これは軽いのでさらに遠くまで飛んでいることが今回の調査でもわかったが—そのほか「黒い雨の会」の名称の中にも入っている「自宅看護」の問題がある。広島市の郊外には、被爆して逃げてきた全く見ず知らずの人を自宅で看護した人が多数いる。身元のわからないままで亡くなった人の着衣などを、身元を証明する手がかりとして何年もそのまま保存していた人さえもいた。したがって、放射能の被害は、“黒い雨”だけでなく、放射能を含んだ灰など飛散降下物や自宅看護の実態など、もっと総合的に取り上げる必要がある。

基本懇の答申は核兵器の特殊性を無視している。しかし、日本被団協の基本要求にも述べられているように「原爆は、人間として死ぬことも、人間らしく生きることも許」さない悪魔の兵器である。したがって、この特殊性を強調し、核兵器の完全禁止を訴えるとともに、国家補償による被爆者援護法の制定を要求する必要がある。それとともに、去る8月6日中曽根首相が私の黒い雨再調査に関連して、「若し必要ならば科学的調査をする」と言明しているので、この言質をよりどころにより総合的な調査を実施させ、被爆地認定の拡大をかちとる必要がある。私の調査がこの運動にいくらかでも貢献すれば幸いである。

(JSA東京支部・気象学)